

平成15年第6回臨時会

# 御宿町議会会議録

平成15年11月28日 開会

平成15年11月28日 閉会

御宿町議会

御宿町告示第 号

御宿町議会第6回臨時会を次のとおり招集する。

平成15年11月21日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成15年11月28日

2. 場 所 御宿町役場 議場

3. 付議事件

- (1)一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2)特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3)議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4)特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 平成15年御宿町議会第6回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成15年11月28日(金曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 発議第1号 御宿町議会議員式田善隆の辞職勧告決議案について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	石井芳清	2番	松崎啓二
4番	伊藤博明	3番	式田善隆
5番	吉野時二	6番	川城達也
7番	式田孝夫	8番	瀧口義雄
9番	白鳥時忠	10番	小川征
11番	中村俊六郎	12番	浅野玄航
13番	貝塚嘉軼	14番	新井明

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎	助役	吉野和美
収入役	五十嵐義昭	教育長	岩村實
総務課長	綱島勝	企画財政課長	新藤研
教育課長	石田義廣	税務課長	吉野健夫
環境整備課長	井上秀樹	農林水産課長	米本清司
建設水道課長	藤原勇	商工観光課長	氏原憲二
住民課長	佐藤良雄	保健福祉課長	田中とよ子

---

事務局職員出席者

事務局長	瀧口和廣	主任主事	市原茂
------	------	------	-----

---

## 開会の宣言

**議長（伊藤博明君）** 皆さんこんにちは、本日、平成15年第6回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成15年御宿町議会第6回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

**議長（伊藤博明君）** 先の17日、18日の常任委員会の視察研修では、総務省の合併の研修及び19日の郡議長会主催による議員研修会には、全員の出席をいただきましてご苦労様でした。

井上町長よりあいさつがあります。井上町長。

---

## 町長あいさつ

**町長（井上七郎君）** 本日ここに、平成15年第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本、臨時会に提案いたします案件は、一般職員、特別職、議会議員及び非常勤特別職の給与・報酬等の改定に伴う条例改正案等、4議案でございますので、よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

始めに、11月19日の夷隅郡町村議会議長会主催による議員研修会、また引き続いての合併問題関係等の勉強会、大変お疲れ様でした。

議員研修会終了後、郡町村会の首長会議が開かれ、夷隅郡5町の枠組みで任意協議会を立ち上げたいとの提案があり、各町とも今臨時会終了後、町議会に諮り5町による合併についての話し合いを進めていきたい旨、すでにご報告したわけですが、昨日の新聞報道でご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、26日に勝浦市長、市議会議長、助役の3名が見え「合併の枠組みについては、町議会・町民それぞれ思惑はあろうかと思いますが、勝浦市と御宿町で正式に合併について話し合う場を設けたいので、町議会に報告していただきたい」という申し入れがありました。

町といたしましては、1市5町とも合併そのものは必要との認識で一致しており、また合併協議会や夷隅郡市広域市町村圏事務組合など1市5町で進んできた経緯もありますので、将来に禍根を残さないためにも、もう一度1市5町で話し合う場を設け、改めて枠組みについて協議したい考えであり、勝浦にはその旨を伝えたところであります。

次に、昨日27日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合臨時会が開催され、平成14年度決算の認定をはじめ4議案が原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、合併問題における御宿町としての対応等、今後とも行政運営に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の冒頭のあいさつといたします。

---

#### 会議録署名人の指名について

**議長（伊藤博明君）** これより日程に入ります。

日程第1会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

6番川城達也君、7番式田孝夫君をお願いいたします。

---

#### 会期の決定について

**議長（伊藤博明君）** 日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程はあらかじめ配布した日程により、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤博明君）** 異議ないようですので今臨時会の日程は、本日1日限りといたします。

**議長（伊藤博明君）** 日程第3議案第1号一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長（井上七郎君）** 議案第1号一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について提案理由を申し上げます。

本条例案は、人事院及び人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与等を改正するものです。詳細は、担当課長より説明させますので、よろしくご審議ご決定くださるよう、お願い申し上げます。

**議長（伊藤博明君）** 網島総務課長。

**総務課長（網島勝君）** それでは一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

始めに、人事院勧告による一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正する法律は、10月7日に衆議院本会議で、また10月10日に参議院本会議でいずれも賛成多数により原案のとおり可決成立されたところでございます。これを受けまして、千葉県も県人事委員会の勧告のとおり、県内市町村も同様に完全実施することが求められております。本町におきまして、先ほどの町長からの提案理由にございましたとおり、人事委員会の勧告に基づきまして、条例改正を行うものでございます。

条例の改正案につきまして、第1条は、扶養手当の支給に関して、配偶者に係る扶養手当の額を14,000円から13,500円に500円引き下げます。

また、条例第19条第2項の改正は、12月期の期末手当の支給割合を100分の170から100分の145に0.25月分減とするものです。

同条第3項は、再任用職員の期末手当の支給割合の読み替え規定で、一般職の職員の改定に伴う改正です。

給料表は、勧告に基づき全ての給料月額を平均で、1.1%引き下げます。

また、初任給付近の引き下げ率はマイナス0.5%、管理職層については、平均をやや超える1.2%の引き下げとしております。

条例案第2条は平成16年度から6月期の支給割合を100分の155から100分の140に12月期は100分の145を100分の160に改正するものですが、年間の支給割合は、条例

案第1条により0.25月分減じたものと同率の100分の300です。

施行期日は、条例案第1条については平成15年12月1日、第2条については平成16年4月1日といたします。

今回の人事院勧告も昨年度と同様に、官民格差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給を引下げが勧告されており、当町も国家公務員及び千葉県職員と同様に遡及することなく実施いたしますが、附則第2項により、平成15年12月期の期末手当において調整措置を講じます。

調整の方法として、第1号において、平成14年4月1日に職員が受けるべき給料等に100分の0.17を乗じ、その額に今回の給料改定施行日の前月までの月数を乗じた額を算定し、第2号において平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じた額を算定し、その合計を12月支給の期末手当から減ずることで、平成15年4月からの年間給与について実質的な公民均衡を確保いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。8番瀧口義雄君。

**8番（瀧口義雄君）** 人事院勧告ということで、大変重く受け止めなければならないことだという事は充分承知しております。官民格差とか、いろいろあります。

また、民間の方が給料が高かったとき遡及して給料を上げたという現実もあることは承知しております。そういう中で、基本的に質問したいことは、まず、調整という合併協議会に出たような話ですけど、訳のわからない言葉の説明をしていただきたいのと、遡及しないと言いながら実際は4月1日要するに基準日ですね。そこから遡って使ってしまった給料を返せと食べてしまったものを返せと。それで6月ボーナスもそれに勘案して返せと。実際は不利益処分だと。言葉は変えても現実に給料から差し引くと。大変私も関係者がいる中で、給料の面はなかなか言いづらいのですが、まず、振り返ってみるとこの人件費ですね、3月の予算と言いながら概算ですが、町長は提案して人件費の承認を求めていると。起立採決までさせて、この予算でやらせてくれと。人件費の **保証**？ を議会がまずしています。それがまず1点と、後で財政課長から伺いたいのですが、今年

度は赤字になる予定か。それと4月1日に町長は辞令を出して、その時に何等級ですか、そういう形の中で、まず給料の保証をします。年4回ある中の昇給もやっている人もあると思います。そういう中でまた給料を町長が財政に見合ったもの、働きに見合ったものという中で、また町長が任命権者として、その労働に見合った対価を支払っているわけです。それは労働に見合った対価だと私は認識しておりますし、落ち払い?? などというどんでもない話もありますが、現実には調整と言いながら遡及して不利益処分だと。それが違うという証明はどこにもない。ただ官民格差もあるといういろいろなものを考えるとどうしても今までは、確かに遡及してプラスになった面もありますけれども、不利益だということで、出来ればこの人事委員勧告を来年度予算に吸収してやっていただければなど。私は、給料下げること自体には一切反対ありませんが、使ってしまったものを返せということ自体、この世の中の社会の通例としては考えられないことです。そういう意味でこれは調整といっても遡って4月から使ったものを返せと。国と県と地方自治体との格差もございませう。そういう中で確かに下げなければならない状況だと思いますが、不利益処分というこのやっではないことではないかなと。まして、使ってしまったものを返せとこれはどんでもない話で社会一般には通用しない話ですよ。それを調整などという言葉で、詐欺みたいな言葉ですよ。現実を遡って4月から下げると。実際に違うかどうか言葉尻ではなくて、突然にこの給料表ですか、これを持ってきてこれでやるのだと。それでは今まで町長が任命権者として給料の保障したものは何だと。あなたたち課長も労働対価として月々給料をもらっているわけですよ。町長と議員は報酬という違いは充分承知しております。そういう中で、なかなかこの議案には賛成しがたい。とりあえずそういうことです。

**議長（伊藤博明君）** 総務課長。

**総務課長（網島勝君）** ただ今人事院勧告というようなお話もございました。これにつきましては、約8,100の民間事業所の約36万人の個人別に給与を調査した結果の中で格差が1.07%あるということございまして、それで民間 につきましては、当然ボーナスといったものも経営状況によっては、その年のボーナスも減額になるというような状況もございませう。そうし

たことで先ほどの瀧口議員からのご指摘のように、遡及することは利益にあたる。確かにその通りでございます。そうした中で、遡及することなく12月のボーナスで調整させていただくということでございますが、先ほどもお話ししたように、民間においてもボーナス、営業成績等によっては、当然期末手当等で調整をしていると。減額になるというような状況から、やはり公務員も民間ベースということで今まで勧告もありました。先ほどお話がありましたように、確かに民間が高い時には、公務員も遡及して上がっております。その時には不利益にあたらなく、上げるときには遡及をして上がります。今回の場合は、調整という言葉を使っておりますが、そういうことで民間との格差を12月のボーナスで調整をさせていただくということでございます。

それともう一つは、財政的な措置ということでございますが、当然、当初予算の中では給与費等をご承認いただいております。その中で、あくまでも予算の中でのご承認でございまして、実質、任命権者がすでに辞令を交付してございます。ですから、その等級号級については、一切、任命権者が発令してものを変えるというようなことは一切ございません。今回の条例改正の中で行っていくということでございますし、また財政的な措置ということでございますが、今回、交付税措置でもございますその中で、交付税措置が足りないものを財政対策債等について充当していただいているという状況もございますが、国においても人事院勧告による給与の職員給の差額については財政対策債で減額するというような措置も報じられているところでございます。予算的にもその給料の減額分をそこでカットされてよりながら、今回支給とするということになると、財政の収支の均衡も取れなくなるという状況もございまして、このような改定を人事院勧告通りの改正をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** 瀧口義雄君。

**3番（瀧口義雄君）** そういう説明をしながら、結局は遡及なんですよ。ボーナスで次の議案で出てきますが、12月のボーナスはまだ支給されていないから下げても可能ですけれども、払ったものを遡って取るということですよ。あなたの説明は言葉のマジックですよ。交付税が下がるとか、それは給料とは別の話ですよ。任命権者が辞令を出した時点で、給料を保障しているのですよ。そ

れを遡って下げるとそれ以外なんでもないですよ。ボーナスを下げる分にはまだ支給していないですからいいですけど、ただ12月1日が基準日だということも承知しておりますよ。現実にあなただが大変苦しい立場で提案しなければならないということは分かっていますが、どれをどう取ったって、ここにいる課長はみんな承知していますよ。遡って給料が減額されると。要するに不利益処分だと。それ以外なんでもない。調整という言葉でいっているけれど、12月のボーナスから下げるのは誰も言いませんが、12月だけでなく遡って全部下げていって、12月のボーナスで天引きすると。そんな今の世の中で、いくら公務員といいながらも働いたものに対して下げるという異常な話はないですよ。提案する人も人員院勧告でお国には逆らえないと大変厳しい目があるかも知れないけれど、出した給料を下げるというのはとんでもないことですよ。

**議長（伊藤博明君）** 他に質疑ありませんか。1番石井芳清君。

**1番（石井芳清君）** 4月からということですが、先ほどの課長の説明の中に、一般企業に関するご説明がございました。確かに一般企業は業務成績が明確に数字で出てくるわけですが、ひるがえってこうした行政、どうした尺度でその仕事を図るのか議論の最中がございます。まだ明確に定まったことはないと思います。しかし、地方の時代といわれて久しいわけでありまして、また様々なことで地方が自ずから意思を決定していくということは大変大事になってくると思います。そうした中において、4月からの御宿の役場職員の働きはどうであったかと客観的に見ますと、これは確かに住民発議ということで、住民の意思の中で合併協議という事務作業が行われてきたわけでありまして。これを見ておきますと、時間内に終えてないと。長いのはあくる日を超えて、12時1時までかかって作業をしてきたということがあるわけですね。こうした特異的な事例に勘案して、それが瀧口議員がおっしゃられました給与を減ずる理由になるのかならないのか、これはどう評価されるのか。それから一般論で言えない部分というのはあると思いますが、それをどう評価していくのか。それと、先般で何回も申し上げておりますが、有給休暇の消化率でございますね、ここでは100%取ることが認められている労働者の権利であります。これが本町においてもまだまだ100%になっていないと。それはいろいろ指導もいただきながら取っていただくような方向にはな

っているというわけでありますが、これがまだ100%取れていない中で、なお且つ給料を減じるということはいかかなものか。これらについて、きちんと納得いただけるようなご説明をいただきたいと思います。

**議長（伊藤博明君）** 網島総務課長。

**総務課長（網島勝君）** ただ今内容でございますが、民間との格差ということは公務員につきましては当然、私情エン・・・ということの中で、給与の決定がなかなか難しいというようなこともございます。また、職員も勤労者であるということから社会一般の情勢に対応した適正な給与の確保も必要であるということも認識してございます。そうした中で職員の給与は、税金等で負担をされて賄われているということでございますが、また、労使交渉等によってその時々を経済、雇用状況等を反映いたしまして、決定されている民間企業の従業員の給与等に公民の給与を合わせていくことが最も合理的であるというようなことから、職員始め広く町民にも理解をいただいて、納得が得られるという方法ではないかということで、民間との格差の是正という考え方の中で行われているというふうに認識しております。

また、有給休暇の消化率等でございますが、先ほど合併問題等についても大変、職員も努力をしている中で、大変今年度においても時間外にやらなければならないような部分も多く見受けられたことは事実でございます。そうした中で、消化率が振り替え休日というようなことで処理をしておりますと、有給休暇の消化率がなかなか達成できないというのが現状でございます。そうした中でも、出来る限り職員に対しても有給休暇を取る環境をきちんと設けて、各職員でも家族サービス等をしていただけるように環境を整えて、各職員にも支持をしているところでございます。そういうような社会情勢、状況等を勘案しての今回の給与改定でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

**議長（伊藤博明君）** 他に質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

**議長（伊藤博明君）** これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

**議長（伊藤博明君）** 日程第4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長（井上七郎君）** 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例案は、人事院及び人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の給与等の改正に準じ特別職の職員の期末手当の支給に関し、所要の改正を行うものです。詳細は、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議ご決定くださるよう、お願い申し上げます。

**議長（伊藤博明君）** 網島総務課長。

**総務課長（網島勝君）** それでは特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正内容についてご説明いたします。

条例改正案第1条は、一般職の職員と同様に今年度12月期の期末手当の支給割合を100分の240から100分の215に0.25月分減ずるものです。

同改正案第2条につきましては、平成16年度からこちらも一般職の職員と同様に支給月数を0.25月減じ、6月期と12月期に配分するものです。これにより、6月期は100分の225を100分の210に、12月期は100分の215を100分の230とし、年間では今年度と同様に4.4月分の支給を行うものです。

なお施行日は、第1条は15年12月1日から、第2条の規定については、平成16年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。1番石井芳清君。

**1番（石井芳清君）** これにかかる費用はいくらぐらいの増減になりますでしょうか。特別職におかれましては、確か諮問委員会等があったというふうに解しておりますが、それらについての意見等はどうかでしょうか。

**議長（伊藤博明君）** 網島総務課長。

**総務課長（網島勝君）** 特別職につきましての、今回の減額においての所要額は74万4,000円でございます。また、これにつきましては報酬審議委員会にはかけてございません。報酬の額は変わりございませんので、手当てということでございますので、かけてございません。

**議長（伊藤博明君）** 他に質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

**議長（伊藤博明君）** これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

**議長（伊藤博明君）** 日程第5 議案第3号議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

**議長（伊藤博明君）** 提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長（井上七郎君）** 議案第3号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例案は、人事院及び人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給与等の改正に準じ議会議員の期末手当の支給に関し、所要の改正を行うものです。詳細は、担当課長より説明させますので、よろしくご審議ご決定くださるよう、お願い申し上げます。

**議長（伊藤博明君）** 網島総務課長。

**総務課長（綱島勝君）** それでは議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、改正内容についてご説明させていただきます。

条例改正案第1条は、一般職の職員と同様に今年度12月期の期末手当の支給割合を100分の185から100分の160に0.25月分減ずるものでございます。

同改正案第2条でございますが、平成16年度からこちらも一般職の職員と同様に改正前に比べ支給月数を0.25月分減じ、6月期と12月期に配分するものです。これによりまして、6月期は100分の165を100分の150に、12月期は100分の160を100分の175とし、年間では改正後の今年度支給月数と同様に3.25月分の支給を行うものでございます。

なお施行日は、第1条は15年12月1日から、第2条については、平成16年4月1日から施行するものでございますのでよろしくお願い申し上げます。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

**議長（伊藤博明君）** これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（「挙手多数」）

全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

**議長（伊藤博明君）** 日程第6 議案第4号 特別職の職員で非常勤ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長（井上七郎君）** 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正により平成15年12月1日より期日前投票制度が施行となるこ

とに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

**議長（伊藤博明君）** 網島総務課長。

**総務課長（網島勝君）** それでは特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明させていただきたいと思います。

公職選挙法の一部改正によりまして、「期日前投票制度」（現行の不在者投票制度のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票をいう。）が創設されました。平成15年6月11日公布、同年12月1日施行となります。

この制度によりまして、公示又は告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所を設けることとなります。これに伴いまして、従来の投票日の投票所の投票管理者・投票立会人と同様に報酬額を定め、期日前投票の期間、期日前投票所の投票管理者（1名）及び投票立会人（2名）を選任しなければならないこととなります。

これらのことから、報酬を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

報酬額については、投票所の投票管理者12,700円、期日前投票所の投票管理者を11,200円、投票所の投票立会人を10,800円（ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、10,800円以内で町長が定める額）、期日前投票所の投票立会人を9,600円（ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、9,600円以内で町長が定める額）とするものです。

また、支給については、「日額」と定めておりましたが、（開票時間において24時間を越えることもそういわれますので）「1回につき」と改正したく提案するものですのでよろしくお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

**議長（伊藤博明君）** これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（「挙手多数」）

挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

**議長（伊藤博明君）** 日程第7 発議第1号 御宿町議会議員式田善隆の辞職勧告決議案についてを議題といたします。

**議長（伊藤博明君）** 地方自治法第117条の規定により、式田善隆君の除斥を求めます。

**議長（伊藤博明君）** 提出者松崎啓二君、登壇の上、提案理由を求めます。

**2番（松崎啓二君）** 御宿町議会議員式田善隆の辞職勧告決議案について、上記決議案を御宿町会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成15年11月28日御宿町議会議長伊藤博明様。提出者御宿町議会議員松崎啓二 賛成者御宿町議会議員瀧口義雄 式田孝夫 小川征 吉野時二 中村俊六郎 川城達也。

提案理由につきましては、次ページの御宿町議会議員式田善隆の辞職勧告決議案をもって、これを朗読することによりまして、替えさせていただきます。

平成15年9月21日執行の御宿町議会議員選挙において、立候補者複数を誹謗中傷するような不法文書が散布された。これは公職選挙法第142条に抵触するとともに、本会議を失墜、侮辱するものであり、御宿町議会議員の議員で、任意組織による「不法文書凶画事件」として調査委員会を設置し、調査を進めた。

その結果、式田善隆議員が不法文書に深く関与していることが明らかになった。

議員は町民の代表として良識のある言動を行わなければならないが、式田善隆議員の行動は議員としての品位を欠き、また我々同じ議員をしては極めて遺憾なことである。

よって、本議会は、式田善隆議員が社会的責任を真摯に受けとめ、この際、議員の辞職を勧告す

る。

以上決議する。平成15年11月28日御宿町議会。以上でございます。

**議長（伊藤博明君）** ここでお諮りいたします。

本、決議案については議会運営委員会に付託し、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（伊藤博明君）** ご異議なしと認め、発議第1号は議会運営委員会に付託し、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたします。

式田善隆君の復席を許可します。

**議長（伊藤博明君）** 以上で、平成15年御宿町議会第6回臨時会を閉会いたします。

これで散会いたします。ご苦労様でした。

（閉会午後2時11分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年12月11日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 川 城 達 也

署名議員 式 田 孝 夫